

要 領

都市計画事業地内の建築物等の許可申請について

1 申請概要

都市計画法第 65 条第 1 項のとおり、都市計画事業地内で土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設など事業の施行の障害となるおそれのある行為をしようとする場合、その行為について許可を受けなければなりません。

2 申請書及び添付書類

1) 許 可 申 請 書

- (1) 建築物の建築又は工作物の建設 「様式第 1 号 (その 1)」
- (2) 土地の形質の変更又は 5 トン以上の物件の設置・堆積 「様式第 1 号 (その 2)」

2) 位 置 図 (都市計画図 縮尺 1/2,500 以上など)

3) 敷地内配置図 (縮尺 1/500 以上)

4) 各階平面図 ※ (縮尺 1/500 以上)

5) 矩 計 図 ※ (2 面以上の建築物等の断面図で縮尺 1/200 以上のもの)

6) 確 約 書 (様式第 2 号)

7) 登記事項証明書 (土地の登記簿謄本)

8) その他必要な書類及び図書

※(1)の場合のみ

3 申請書記載要領など

(必要部数)

上記書類を 2 部提出してください。

(許可基準など)

原則不許可。ただし、通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行うものなどで、やむを得ないと認められる場合は許可することができます。